

## 平成23年度 第1回越谷市障害者施策推進協議会会議録

1. 日 時：平成23年8月29日(月) 10:00～12:00
2. 場 所：市役所本庁舎 5階第1委員会室
3. 出席者等：
  - (1) 出席委員：朝日委員、島田委員、佐々木委員、卜部委員、加々美委員、佐藤委員、平野委員、高野委員、小柳委員、松田(和)委員、山口委員、吉田委員、山崎委員、樋口委員(以上14名)
  - (2) 欠席委員：星野委員、松田(繁)委員、深代委員、新美委員、田口委員、宮下委員(以上6名)
  - (3) 事務局：鈴木福祉部長、福澤子ども家庭部長、竹内福祉部副部長兼高齢介護課長、高橋障害福祉課長、新木田子育て支援課長、永山障害福祉課副主幹兼障害福祉推進係長、関根少子政策係長、藤城自立支援担当主査、山元自立支援担当主査、小西障害福祉推進係副主査、土屋障害福祉推進係主事
  - (4) コンサルタント：(株)アイアールエス 莫根研究員、義田研究員
4. 傍 聴 者：1名
5. 次 第
  1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 報告 4. 議事 5. その他 6. 閉会

≪ 3. 報告 ≫

  - (1) 新越谷市障がい者計画の進捗状況について
  - (2) 第2期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

≪ 4. 議事 ≫

  - (1) 協議事項
    - ① 越谷市障がい福祉計画の策定について
6. 会議資料
  - ・ 会議次第
  - ・ 資料1 新越谷市障がい者計画進捗状況報告(平成20年度～平成22年度)
  - ・ 資料2 新越谷市障がい者計画進捗状況一覧(平成22年度取り組み内容)
  - ・ 資料3 第2期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告  
(平成20年度～平成22年度)
  - ・ 資料4 第3期越谷市障がい福祉計画策定基本方針
  - ・ 資料5 越谷市障がい福祉計画策定のための事業所調査
  - ・ 資料6(参考資料) 厚生労働省 障害保健福祉関係  
主管課長会議資料より抜粋(平成23年6月30日開催)

## 1. 開 会

司 会：ただ今より、平成23年度第1回越谷市障害者施策推進協議会を開催します。はじめに、本協議会の委員の変更がございましたので報告させていただきます。埼玉県春日部保健所より選出されておりました井ヶ田委員の人事異動に伴いまして、平成23年4月1日より佐々木英司様に後任の委員をお願いすることとなりました。なお、佐々木様の任期といたしましては、前任者の残任期間となりますので平成23年4月1日より平成24年8月8日までとなります。また、ご欠席の連絡を、星野副会長、松田(繁)委員、深代委員、新見委員、田口委員、宮下委員から頂いております。それでは開会にあたりまして朝日会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

## 2. 会長あいさつ

会 長：おはようございます。会長を務めさせて頂いております埼玉県立大学の朝日です。大変な猛暑と不安定な天候に左右されております今年の8月でございますが、いよいよ最後の週となりました。第1回目ということでございますので、今年度初めての開催となります。昨年度末の大震災によって私たちを取り巻く状況は大きな変化を余儀なくされておりますけれども、そうした中であっても障がいのある方の生活の質を上げていくための施策をどう充実させていくかという点で、本協議会の担う使命には大変大きいものがあると自覚しております。しかもこの間、6月には障害者虐待防止法が、そして8月には障害者基本法の改正法がそれぞれ制定されました。全体として障害者権利条約が目指す理念に向かって、地域の施策というものも動こうとしております。正直不透明な動きも多いかと思いますが、そういう時だからこそ地域のニーズに立脚をした施策について皆様方の忌憚のないご意見、あるいは情報交換をしながら越谷市における障がい者施策の向上にお力添えを頂ければと思います。簡単ではございますが、開会にあたりまして会長として一言挨拶をさせて頂きました。本日もどうぞよろしくお願いたします。

## 3. 報 告

議 長：それでは、しばらくの間議長を務めますので、ご協力よろしくお願いたします。会議を始めるにあたりまして傍聴希望の方は本日お見えになりますでしょうか。傍聴の方ご参加ありがとうございます。本協議会が定めました傍聴要領に則りまして、ご参加頂きたくよろしくお願

いたします。では、議事に入りたいと思います。本日の会議は、新越谷市障がい者計画の進捗状況について、第2期越谷市障がい福祉計画の進捗状況についての報告、越谷市障がい福祉計画の策定についての議事となっております。はじめに報告事項でございます、新越谷市障がい者計画の進捗状況について、第2期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について、こちらにつきましては関連がありますので事務局から一括でご報告、ご説明をお願いします。

事務局： 《資料に基づき説明》

- ・資料1 新越谷市障がい者計画進捗状況報告（平成20年度～平成22年度）
- ・資料2 新越谷市障がい者計画進捗状況一覧（平成22年度取り組み内容）
- ・資料3 第2期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告（平成20年度～平成22年度）

議長：ありがとうございます。大変ボリュームのある資料でございましたが、ただいまご報告を頂きました内容について、委員の皆様からご質問やご意見を頂きたいと思っております。おそらく、意見という事になりますと今の実績が事実として出ておりますので、実際の皆様方の暮らしや日頃の支援等の実情からしてどのような印象をお持ちになったか、というようなことでもよろしいのかなと思っております。

委員：ただいまの障がい福祉計画の数値の実績のご説明を聞く上で感じたことを申し上げます。療養介護などは平成22年・23年度の必要量が27人分、実績数値が2人というのは少ないと思うのですけれども、利用したくてもできない現実が、単に数値には出てこない裏にあるのではないかと。短期入所なども3,830時間に対し3,449時間という実績数値が出ていますが、私の周囲にいる方たちからは、施設の受け入れが悪かったり、思うような日に予約ができなかったりすることから、最初から諦めている人たちもいます。数字から見えない部分にも配慮して頂きたいと思っております。

議長：ありがとうございます。

委員：たくさんあるのですが、まず、先月に施策推進協議会の有志が集まり宮下委員を中心に、聴覚障がい者の歴史と生活についての勉強会を行いました。今、資料が手元にありませんが、後日、各委員にお送りしたいと思っております。

進捗等いろいろな報告があり、全てを読み込めていないのですが、気になったところとしては、資料3「1 福祉施設の入所者の地域生

活への移行」の部分で、平成18年度から23年度までの地域移行の人数について細かな数字が書いてあるのですが、毎年1年ごとにどれだけの人が地域移行をして、どれだけの人が入所したのかというところが詳しく書かれていないので、1年ごとにはどうなっているのかなと思いました。やはり、入所施設の削減ということに関しては、移行する人を増やすことと入所する人を減らすことがセットになってくると思うので、もう少し詳しく書いて頂ければと思いました。

資料2 P28「4 住まいの場の確保」の「34 施設入所支援の充実」について、コメントに「今後も利用者が増加する見込」との記述がありますが、その根拠が分からないと思いました。それと同時に地域生活移行支援の数も分からないと思いました。地域生活移行支援がどういった支援であるかも、勉強不足でよく分かりませんでした。

P22の「(2)地域生活支援体制の充実」に担当課のコメントがありますが、例えば、施設入所に関する相談、施設から地域移行への相談が内容ごとにどれくらいの件数があったのか。数字だけではどういうことが課題になってきているのか、問題と課題が分かりにくいと思いました。やはり施設入所から地域移行というのは、いろいろ問題があるとは思いますが、そうしていくためにはどのような支援が必要か、何が足りないのか。また、入所施設の待機者が地域で暮らすためにはどんなことが必要で、どんなことが足りないのかが今後の越谷市の課題だと思っています。これだけでは具体的なイメージが湧かない。去年、推進協議会の中でも、実際と数値のずれが今後の課題だとおっしゃっていたと思います。これから障がい福祉計画を見直す上で、必要量を定める為にも必要だと思っています。

委員：これらのデータをまとめるというのも、大変ご苦労だったと思いますが、私は報告をしなければならぬ立場で出ておりますので、そうはいきません。そもそも私たちが推進協議会に出るといえるのは、地域で福祉サービスの支援、相談支援、地域生活支援の実態をつかんで、それをどのように改善し計画していくかということが、大きな理由だと思っています。しかし、この資料からだ、私は全く判断ができない。

具体的には、私は視覚障がい者ですので、点字ブロックの設置が100%以上の達成率と出ていましたけれども、視覚障がいの人から、ここにできてよかったという意見は一度も聞いたことがない。

それから、声のおたより。皆さんが「声のおたより」と聞いてどこまでおわかりかわかりませんが、字を読む事のできない視覚障がい者に広報を音声化して、必要とする人に届ける事業です。この目標値や

実績にある「〇〇部」というのが広報の部数なのか、テープの本数なのか。一回分の広報でテープを3～4本使います。一向に実態が見えてきません。

それから移動支援です。移動支援についても、時間数は伸びていますが、視覚障がい者からは、相談がある状況が、4～5年変わっていません。この移動支援の時間数には、視覚障がい者に限らず他の障がいをお持ちの方の時間数も含まれております。市長とのふれあいミーティングの中でも発言をしておりますが、どういう障がいを持っている人がどれだけの移動支援を必要として、実際にどのような移動支援を受けたのかという事実が全く見えてきていませんので、私もどう報告していいのかわかりませんでした。最初に言いましたように、市が支援している内容の実態を把握し、計画をどのように実施していくか、その状況を把握したい。本当にわかりにくいです。

議長：ありがとうございました。

委員：先ほど他の委員の方の発言にもありましたが、ショートステイサービスについて、我が家も利用したくてもできない状況にあります。ここに示された数字は利用できた人の数字であって、これが見込み数と実績数と差がなかったからよかったですねと片付けてほしくない。先週、市長のふれあいミーティングに参加させて頂きましたが、私も声を大にして言いたいことがたくさんありました。他の皆さんを見ても市長に訴えかけたいことは、膨大にあるのだなと実感しておりました。市長のお話の中で、障がい者と健常者が分け隔てなくということを強く強調しておられましたが、これには矛盾している部分がたくさんあると思います。障がい児をもつ母としては、強く隔てられていると感じる部分がたくさんあって、なかなか整理がつきません。

数値の話に戻りますと、児童デイサービスの利用実績数と見込み量というのが資料3にあります。面白いと思ったのが、21年度の利用日数の実績数値が1日となっているのに対し、平成22年度は1,922日で、見込み量は36日です。実際の利用者の方をたくさん知っていますが、1日は間違いではないでしょうか。また、必要量をなぜ36日としたか。反対に36日に抑えたいのかとも捉えることができますが、市の方針をお伺いしたいです。

議長：ありがとうございました。その数値をどう読んでいくかという、実感との乖離、後半の意見は平成23年度の必要量の設定に関する事で、必要量については、平成23年度までの現行計画で設定されていて、後半の協議事項にあります。平成24年度からの新たな計画に22年度まで

の実績をどのように読み込んでいくかというのが大きな課題ということで、まさに実感をどのように反映させていくのが重要だと思います。他にご意見はありますか。

委員：先ほどのご意見にもありましたが、一つは児童デイサービスについて。見込み違いじゃなかったのかという数値と実績ですね。これはなぜこのようになったかという検証はしていますか。

次に施設入所支援について。他の委員の方のご意見のように施設入所という選択しかできなかったという部分が見えてこないと感じました。また、共同生活援助・共同生活介護が平成22年度の必要量48に対して実績が46と、実績数値が必要量を下回っています。

施設入所支援を本人が本当に受けたかったかどうか、地域生活に満足していたが、例えば親の高齢化、一緒に暮らす人がいない等でそういう支援が受けられなくなったために、施設入所を選ばざるをえない状況になった人がいないのか。その辺の検証もして頂きたいと思います。今までの生活ができればそのほうがよいと私は思っているので、なぜグループホーム、ケアホームというのが必要量以上にならないのかということを検証して新計画に反映してほしいと思います。

議長：ありがとうございます。ご意見と質問、両方あったと思いますが、とりわけ質問の部分についてご説明出来ることをしていきたいと思えます。

私なりに整理してみますと、一つ目は、地域生活移行というけれど、入所施設の1年ごとの出入りデータが示されていないので、それがどうなっているのかというご意見。二点目は、資料2の担当課のコメントに書いてあった「今後も利用者が増える見込」というコメントの根拠とは。三点目は、相談支援の実績において、地域生活移行の相談支援がどれだけのウェイトをしめているのか、相談内容ごとのデータがあるかどうか。また、誘導ブロックが設置されているということですが、具体的な場所が当事者として分かりにくいので提示してほしい。

「声のおたより」については、トータルの部数というのはテープの本数かという、数え方の部分について。他にもこれらに関連してご意見がありますけれども、またそれは、今年の福祉計画の検討する上の基本的な方針へのご意見だったと思います。事務局にご回答をお願いします。

事務局：いくつかご質問を頂きまして、すぐに答えられるものと答えられないもの、そしてデータとして存在しないものがありますので、ご了承を頂きたく存じます。まずは、地域生活支援の1年ごとの出入りについ

てですが、今手元にないため詳細なデータのご提示は出来ませんが、数値としては1年ごとに入所、退所者の数値を積み上げて実績として提供させていただいておりますので、把握はできています。

それから、「施設の利用者が今後増える見込」との記述についてですが、前段の平成23年度末までに、自立支援法の中に旧法施設は新体系に変わらなさいという経過措置があり、そこで皆さんさまざまな新体系に移行しているので、新体系の施設の利用者は増えているという記載をさせて頂いております。

相談支援の相談数の内容についてですが、これも各相談支援事業所、相談窓口でカウントして統計を出しておりますが、移行に向けた相談における件数のカウントをしているかどうかは確認をさせていただきます。

また、誘導用ブロックについてですが、現場確認を行い必要と思われるところ、要望があったところを中心に抽出し、工事をしています。今年度は、駅前から市立病院に向けたブロックの敷設と、段差の激しい部分の工事を計画しています。工事後の報告が少なかったと思いますので、今後こうした機会を利用して、昨年度中の設置場所等を報告していきたいと思います。

それから、声のおたよりの部数については、確実になくて申し訳ありませんが、吹き込んだテープの本数をカウントしているかと思えます。以上です。

議長：ありがとうございます。施設の利用者についての質問の部分は、もちろん新しい体系に移行して、施設入所支援事業者は増えますが、そもそも施設入所のニーズを持つ人が増えるのはなぜかという趣旨だったと思いますが、それとどう向き合っているか。再度、ご回答お願いします。

事務局：意味を取り違え的はずれな回答をしてしまい申し訳ありませんでした。相談内容の中で、施設利用の希望者の方は増加してきています。利用したい人が利用できているとは限りませんが、施設数が足りなくて入れないという方もおられるかと思えます。それは新体系への移行によりカバー出来るだろうと考えています。相談内容によっては、その方の障がいの特性に合った施設がなかなか見つからずに時間がかかる方もいらっしゃる。「施設がないから入れない」というわけにはいかないのです、私どもも協力し、いろいろな施設のご紹介や体験入所をして頂いて、施設に当事者の状態を把握してもらっています。施設数の問題だけではなく、その方の特性によっては難しいということは把握

しておりますが、全員の待機がすぐに解消というわけにはいかない状況です。

議長：忘れておりましたが、児童デイの利用実績が極端に増加している背景・要因についてはどのように分析しておられますか。

事務局：平成23年の見込み量36日という数値は、平成18～20年の実績から妥当と判断したのですが、平成22年度は大幅に件数が増加しています。これはサービスの周知がなされたということもありますが、今までは受け皿の問題として受け入れ事業所数が少なく、サービスを受けたくても予約できない状況がありましたが、春日部市で新たに事業者がサービスを開始し、市内にも新規開設というように、平成22年度で一気に件数が増えました。その後も件数はさらに増えているので、ニーズに応えられるような状況が整いつつあるという現れでもあります。サービス料を恣意的に制限、誘導している部分があるのではというご指摘もありましたが、制限というわけではなく、適切に日数を提供しているので、実際の予約については、事業者との契約の中では予約がいっぱいで取れないということもあるかと思いますが、事業者の充実により、以前より改善されてきているとご理解ください。

議長：障がい福祉サービスの一つの特性として、市内または近隣市でニーズに応じて利用者をどういう風に誘導してくるかというのは大事な政策だと思います。事業者がいなければサービスが提供できません。療養介護については、結局はベッド数によって影響を受ける部分が多い。それを含めて、今皆さんからいただいたご意見は、これから議論する障がい福祉計画における見込み量の設定へと更につなげていきたいと思っております。事務局へのお願いとして、実態をリアルに捉えられる数値やデータを示した資料を、次回以降できる範囲でご提供をお願いします。

委員：この質問は今ご回答いただかなくてもよいのですが、資料3【平成23年度の数値目標】の進捗状況の中で、「今後、施設入所支援が必要な人数」として、数値は16人とされているが、施設に入りたいと思う人は実感としてはもっと多いはずだと感じます。どうして16人という数値となったのか。待機者の上から16人という事か、今後も16人のままであるのか。

先ほど朝日会長から、こうした数値の実態が今後の福祉計画で大事になってくるとお話があり、他の委員の方から移動支援、児童デイサービスなどの話題が出ましたが、もっと具体的に報告して欲しい事項はたくさんあると思っております。先ほども申し上げたとおり、勉強会を開



いているため、今後「こういうことを知りたい」というような意見をまとめ、事務局へ質問状として提出して、回答を求めたい。ぜひ他の委員の皆様もご参加頂き、意見をまとめたいと思います。

議 長：積極的に読み解いていきたいとのご意見に対し、今後事務局としてご対応頂くということによろしいでしょうか。具体的にこれからを考える上で何が必要かというの、勉強会の皆さんで取り組んで頂きたい。それでは、報告は終了とし、全体として数字の背景、また乖離がある部分についてはなぜかという疑問を保持しながら、次の計画に生かしていきたいということでもまとめさせて頂きたいと思います。次は議事になりますが、越谷市障がい福祉計画の策定についてですが、まずは事務局からご説明をお願いします。

#### 4. 議 事

(1) 越谷市障がい福祉計画の策定について

事務局：《資料に基づき説明》

- ・資料4 第3期越谷市障がい福祉計画策定基本方針
- ・資料5 越谷市障がい福祉計画策定のための事業所調査
- ・資料6(参考資料) 厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料より抜粋(平成23年6月30日開催)

議 長：ありがとうございます。本日は、策定に当たりまして、スケジュール、基本的考え方、国・県の方針、どの自治体もこの夏以降で非常に短い期間での対応せざるを得ないのは共通の悩み、課題であるが、その中のご説明頂きました。委員からご意見ご質問ありますでしょうか。

委 員：福祉計画に対して先ほどご説明がありました、市の実態の詳しい説明がないと、福祉計画に対して責任ある意見が出せないという事が一つ。資料4の「3. 策定の根拠」について、障がい者計画との整合性に関する記載がありますが、障がい者計画と福祉計画の位置づけに対する根拠を、趣旨のところではっきりしないと、障がい者計画の福祉サービスに偏ってしまうと思う。教育やまちづくりにも関わるとは思います、障がい者施策全体に関わる事となるので、位置づけと根拠の趣旨をはっきりさせるべきだと思います。

前回の障がい者計画策定時にも意見を出させて頂きましたが、福祉計画の会議の回数が少ないと思う。実質2回だけで、どこまで意見を出せるかと思うので、スケジュール上の問題もあると思いますが、増やすべきだと思います。

また、自立支援協議会という言葉が出てきましたが、自立支援協議

会がいったい何をしている組織か伝わってこないもので、どういうことを協議しているのか知りたい。策定スケジュールで、施策推進協議会と支援協議会の合同開催は考えていないのでしょうか。

議長：ありがとうございます。関連するご意見・ご質問はありますか。まず、この必要な資料データは開催日程に関わらずご呈示頂きたいと、前段でも確認をさせて頂いたことだと思います。

整合性については、スローガンとしてではなく、もちろん障がい福祉計画は供給計画ですので、そこに教育等がどうあるべきか等は障がい者計画の内容になると思いますが、一人ひとりの生活に関わることでですので、その継続性も踏まえた上で、ただスローガンだけではなく、障がい者計画の理念とのすり合わせが必要だと思います。

それから、会議の開催回数についてご指摘がありました。別紙2で改正法により自立支援協議会が設置されている場合には、障がい福祉計画をつくる時には意見を求めるように努めなければならないとされています。10月が合同開催なのかと思いましたがそれも含めて事務局よりご説明をお願いします。

事務局：まず、昨年度策定時にお力をお貸し頂きました障がい者計画との整合性ですが、考え方としては、『障がい者計画』は越谷市の障がいをお持ちの方の生活から全てに関わる計画であり、その中の福祉サービスの部分に限ったものが、今回策定する『障がい福祉計画』であるのご理解を頂きたいと思います。ですから、越谷市の計画の中では総合振興計画を最上位の計画とし、その障がい者部門が『障がい者計画』となり、その中の福祉サービスのみを取り上げたものが『障がい福祉計画』という形になります。障がい福祉計画というのは、自立支援法で義務づけられており、第1期から数え今回が第3期目ですが、3か年計画となっています。一方、障がい者計画は5か年計画であり、障がい福祉計画より長いスパンとなります。別紙1策定体制の中に、施策推進協議会と自立支援協議会が出てきますが、施策推進協議会では両計画策定にあたって、意見を求め反映できるように努めてきました。先ほどのお話にもありましたが、自立支援法改正が昨年12月にあり、初めて自立支援協議会の位置づけが強くなりました。今回第3期計画策定にあたり、努力義務としては平成24年4月以降の話になりますが、第3期計画策定は今年度からなので、今回もご意見を求めることとしました。基本的にどちらも協議会という名称ですが性格が異なり、自立支援協議会というのは元々相談支援の中核的な組織ですが、施策推進協議会は幅広くご意見を頂くための協議会であります。合同開催

の件については、別紙2のスケジュールの第2回で両協議会がくっついているように記載がされていますが、今のところ合同開催は考えておりません。順番として、自立支援協議会が出たご意見を施策推進協議会に報告するということになります。回数については、時間の制約があること、パブリックコメントを早めに設定していることから、この回数でご了承を願いたいと思います。

議長：施策推進協議会については基本的に会長が招集しますが、3回が少ないかどうか、ご意見に対してきめ細かくきちんと対応していく方法として、開催回数が増ければよいとは一概には言えないと思いますが、ゆとりのあるほうが深い議論ができると思います。こちらについては、私にご一任頂き、どうしても必要な際は事務局と相談したいと思います。基本的にはこのスケジュールで効果的にかつ深く議論できるよう、勉強会を始めとした各委員の主体的な取り組みや事務局の体制を十分に活かしていきたいと思います。ご発言頂いていない方でご発言がありましたら、よろしくお願い致します。

委員：ハローワークから参りました。就労関係につきましては、今後も宜しくお願い致します。

委員：昨年まで違う保健所職員が担当でしたが、今年度は私が担当させていただきます。異動等により再度変更の可能性がありますので宜しくお願い致します。今回は感想になりますが、数字だけだとなかなか見えないというお話もありました。改めて数値をみると、達成率等増えているところ、今まで計画以上に数値がなされているところ等、日常業務の中ではなかなか見えないと実感しました。質問の中にもありましたが、それが実態に即したものになっているか、今後の第3期計画策定の中に反映できればよいと感じました。

委員：先ほどから出ていますように、今回の資料を見て、越谷市の能力がどれだけあるのかと疑問に思いました。そのため、出された数字が達成されたのか、されていないのか、利用者の満足度も分からない。

また、資料5の事業所への調査票について、せっかくそれぞれの事業所への調査を行うので、もっと細かくやればもう少し詳しいデータがとれるのではないかと思います。例えば、定員、提供可能人数というのは、障がい種別という項目を設けて頂ければいいのではないかと思います。今は3障害どれでもよいことになっていますが、行動障がいと肢体不自由は受け入れ困難ですよと言われることがあります。それから、生活介護には看護師がいるが、吸引まではできないと言われて、何か違うのではないかと思います。もうちょっと実態が分か

るような調査の方法を入れて頂ければよいのではないかと思います。医療的ケアの方法を入れて、付け合わせてみるといいのでは。サービス需要も、市内で利用しているのか、市外・県外でサービス利用しているのか。市内で充足しているのなら、よしとしたい。でも、これが市外に出ていたということであれば、本当に満たされていることにはならない。施策について、市内にないものは充実させていくべきで、それを提言するためのデータを提供してほしいと思います。

委員：いろいろなお話にあったのですけれども、ご意見ご質問を聞いていただいて、担当の方にはよりよい計画を施行して頂きたいと思います。ありがとうございました。

委員：数字の実態については、もっとご検討をして頂きたいと思います。

委員：特にございませんが、この資料が郵送されたときに、A3の資料が大変見づらかった。今後はこういうことのないようにお願いします。

委員：現在総合福祉法というものが検討されており、自立支援法は廃止。その間のつなぎ法もあるが、本来障がい福祉施設というのは国・県・市町村が建ててくれるのが本当ではないかと思っている。例えば東松山市・朝霞市・草加市は社協が建てて、行政に運営を任せています。越谷市の場合、何十億円もかけてきたものの、実績がよくわからない。実績は誰の実績となるのか。民間（事業者）で作ったものの実績なのか、市自体の実績なのか分かりません。今、国も県も地域生活への移行を進めています。今入所希望の待機者は600人とされています。それが全然減っていかない背景には、地域のグループホーム、ケアホームの建設が進んでいないことがあります。そうすると、重度の行動障がいの方が入所施設にも入れないという悪循環が生まれている。なので、グループホーム、ケアホームができるよう支援して頂きたい。せつかく作ろうと思っても、農地なので無理と断られてしまう。福祉のために作るものであれば、少しは枠を緩めるなどの配慮が欲しいと思います。縦割りで決められるので、一箇所断られるとどこに行ってもだめ。そういう欠点を認識し、全体を考えてほしいと思います。

委員：相談事業員をやっております。今後も当事者と連絡を取りながら、やっていきたいと思います。

委員：行政の障がい者分野の計画はある程度総花的で仕方がないと思っています。私は当事者として一人暮らしをする中でサービス利用していますが、自立支援法の枠でできることが限られています。例えば、エアコンの掃除は適用外。換気扇、窓拭きも適用外。適用外については、各事業所がオプション契約でやっているとパンフレットを持ってく

る。これが拡大してきていて、なんでもオプションになると、ひとり暮らしよりグループホームのほうが楽だと思ってしまいます。なので、障がい福祉計画では現実に一人暮らししている障がい者の実態を考えてほしいです。

議長：ありがとうございました。ひとつおりのご意見頂きました。これでご用意頂いた議題は以上です。基本的には、福祉計画の策定作業を、事務局からご提案頂いたスケジュールで行いますが、必要なデータについては適宜ご呈示頂きやりとりをしていき、少ない回数の中で密度の高い意見を申し述べたいと思います。その他がなければ以上をもちまして予定の議題については終了致します。ご協力ありがとうございました。

## 5. その他

事務局： 《説明》

- ・ 次回の会議は平成23年10月中に開催予定。詳しい日程は追って通知。

## 6. 閉 会

以上